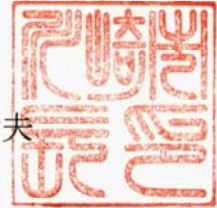


平成21年7月31日

川崎市環境審議会

会長 進士 五十八 様

川崎市長 阿部 孝夫



長期未整備公園・緑地のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第13条第2項第2号の規定に基づき、「長期未整備公園・緑地のあり方」について、貴審議会のご意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、平成21年3月に都市緑地法に基づく、緑の基本計画を改定し、計画に掲げる「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」の実現に向け、緑の実情を踏まえた公園緑地（都市公園）の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めております。

公園緑地については、緑の拠点として身近な自然とのふれあいやレクリエーションなど様々な市民ニーズに相応するとともに、災害発生時における避難地や救援活動拠点としての役割を担うことから、その質的な充実と整備の推進が必要となっております。

しかしながら、市内には、都市計画決定後、長期間にわたって未整備となっている公園緑地が相当数あり、近年の社会経済情勢を考慮すると、計画された公園緑地の供用には長い年月を費やしていくことが予測されます。

このような状況を踏まえ、今後の長期未整備公園緑地のあり方を再構築し、早期完成や事業収束に向けた、効率的・計画的な整備方策を明らかにして、区域見直し方針を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、区域見直し方針策定に当たりまして、貴審議会の専門的かつ幅広い見地からご意見を伺います。

（環境局緑政部緑政企画担当）

電話044-200-2399